

# 大判写真倶楽部・会則

(案) 料の変更第一頁 2016年(平成28年)6月11日

## 第一条 (名称)

本会は、大判写真倶楽部といたします。

## 第二条 (事務局)

本会の事務局は、大阪市もしくは大阪市近郊に置きます。

## 第三条 (目的)

## 第3条 (目的)

本会は、大判カメラ及びデジタルカメラによる写真を大判写真プリントで表現することを主とし、技術向上と会員相互の親睦をはかり写真文化の向上に寄与することを目的とする。

## 第四条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1：技術向上のための研究会。
- 2：写真展覧会の開催
- 3：撮影会、講演会、技術指導。
- 4：その他目的達成のための諸活動。

## 第五条 (事業年度)

事業年度は、6月1日より翌年5月31日とする。

## 第六条 (入会及び退会)

- 1：入会は、所定の入会申し込み書に会員1名以上の推薦書を添えて、会長に提出して、理事会の承認を得て会員になります。
- 2：退会は、退会届の提出で退会となります。
- 3：会員に次に述べるような事実のあったときは、理事会の3分の2以上の同意により、会長は当該会員を退会させます。

☆甚だしく会の名誉を傷つけ、会員の秩序親睦を乱す言動のあったもの。

☆会費等が所定の期日までに納入せず滞納された場合。

## 第七条 (休会)

会員が病気その他やむを得ない事情により休会を申しでた場合は、理事会の承認を得て、これを認めます。

休会中の年会費は免除します。但し休会は、原則1年とします。

## 第八条 (役員)

本会は次の役員を置きます。

会長	1名
副会長	1名
理事	若干名
会計	1名